

第2章

地域ぐるみで豊かな心と体を育み 健康で活躍できるまちづくり

教育・スポーツ

1 節 心豊かに学び育み地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します

1. 確かな学力の形成と豊かな心の育成
2. 安全で快適な教育施設の整備
3. 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

2 節 健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します

1. 生涯学習を推進する環境の整備
2. スポーツ活動を推進する環境の整備
3. 青少年教育のための環境づくり

2-1-1 確かな学力の形成と豊かな心の育成

現状・課題

■ 本市では、感性豊かできめ細かい教育を目指し、小学1年生では少人数学級で授業を受けることができるよう、市独自で講師を採用し、確かな学力の形成や個性を生かす教育の充実などに取り組んでいます。また、障害のある子どもや特別に支援を要する子どもたち一人ひとりに寄り添った教育を推進しています。

しかし、近年は様々なストレスを感じる子どもや発達障害の子どもが増えており、カウンセラーや特別支援教育支援員の確保が必要となっています。

■ 学習指導要領の改定に伴い、外国語活動及び英語教育について、小学5～6年生で「英語が教科化」、3～4年生で「外国語活動」が開始され、中学校の英語の授業は、全て英語で行うようになります。

しかし、本市の外国語指導助手（ALT）の人数では、これらに対応するには人材が不足していることから、人材の確保が急務となります。

■ 学校ではタブレット端末の導入が進んでいますが、有効活用に向けた環境整備や教職員の指導力の向上が求められており、研修等の充実を図る必要があります。

また、学校司書の全校配置により、読書の質の向上・習慣化にも努めており、今後も、学校図書館を活用した自主的な読書活動の推進が大切です。

■ 幼稚園、小学校、中学校の連携においては、小学校教育や中学校教育への移行を踏まえ、園児・児童・生徒の交流が図られています。

また、就学前教育の充実については、家庭・地域・小学校との連携を強化し、教職員の資質向上を図る研修の充実が必要です。

基本的方向

1. きめ細かな教育の充実

小学1年生のクラスを30人以下とするなど、少人数学級の本市独自の基準を設け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や授業改善により、確かな学力の向上を図ります。

また、関係機関との連携により、子どもの状態に応じた適切な指導を推進するとともに、特別支援教育支援員の効果的な配置を図ります。

さらに、小学校就学に心配や不安を抱えている保護者を対象とした相談会等を通し、子どもが安心して小学校に通学できる体制を推進します。

2. 外国語活動・英語教育の充実

外国語指導助手を全小中学校に配置するとともに、小学校外国語活動や中学校英語の研修を実施し、語学力の向上及び国際理解教育を推進します。

3. 情報教育と読書活動の推進

児童・生徒が、ICT機器や情報ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用できるよう、学習活動を充実させるとともに、ICT機器を活用した分かりやすい授業の展開を目指します。

また、学校司書と司書教諭の連携による読書活動や調べ学習を推進します。

4. こども園・幼稚園・小中学校の連携

発達や学びの連続性を踏まえ、幼児と児童の交流や教員同士の交流を推進します。

また、環境の変化に伴う子どもたちの不適応の解消を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. きめ細かな教育の充実	小中学校における少人数授業の実施	→	→	市
	★ 特別支援教育支援員の配置	→	→	市
	白山市就学相談の実施	→	→	市
2. 外国語活動・英語教育の充実	★ 外国語指導助手の配置	→	→	市
	小学校外国語活動研修の実施	→	→	市
	中学校英語研修の実施	→	→	市
3. 情報教育と読書活動の推進	ICTサポートの活用	→	→	市
	図書館を活用した各教科の授業実践	→	→	市
4. こども園・幼稚園・小中学校の連携	幼稚園と小中学校の教員連絡会の実施	→	→	市
	幼児・児童・生徒の交流	→	→	市

市民協働に向けて

- 生活習慣や学習習慣づくりに対する啓発や情報発信、意見交換等を行い、PTAと連携しながら家庭と学校が一体となった継続的な教育活動を支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.1 中 75.2 (H28)	小 90.0 中 80.0	小 92.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「わかる・どちらかといえばわかる」の合計
「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 75.4 中 74.0 (H28)	小 80.0 中 76.0	小 82.0 中 78.0	全国学力・学習状況調査 「挑戦している・どちらかといえばしている」の合計
「自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 65.0 中 50.0 (H28)	小 67.0 中 55.0	小 69.0 中 57.0	全国学力・学習状況調査 「勉強をしている・どちらかといえばしている」の合計
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.2 中 71.8 (H28)	小 87.0 中 80.0	小 89.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「将来の夢や目標を持っている・どちらかといえば持っている」の合計

2-1-2 安全で快適な教育施設の整備

現状・課題

■ 本市の学校施設は、平成28年度において全体の7割以上が建築後30年経過しており、老朽化が進んでいます。

しかし、校舎の建て替えには多額の費用を要することから、計画的に屋上防水や外壁改修などの工事を行うことで、学校施設の長寿命化を図る必要があります。

■ 本市ではこれまで、安全・快適な学校施設を提供するため、大規模改造に加え、トイレや設備の改修を推進してきましたが、今後も、時代の要請に応じた教育環境改善のための施設整備が求められます。

特に近年では、学期中においても気温の高い期間が長期に渡っており、エアコン設置の有無により教育環境に格差が生じていることから、全小中学校にエアコンを設置することが求められています。

また、中学校では、教科ごとに特別教室へ移動しての授業が多く、肢体不自由な生徒にとっては、移動に時間を要することや介助する教員も同様に肉体的精神的な負担が大きいことから、エレベーターの設置が求められており、バリアフリー化を推進する必要があります。

基本的方向

1. 学校施設の計画的な改修

小中学校における施設整備更新年数を定め、改築（新築）後概ね20年経過で大規模改造、35年経過で2回目の大規模改造、40～45年経過で建物診断を行い、構造上問題がない場合には、50年経過で改修を行うなど、長寿命化対策を推進します。

また、適切な維持管理による安全で快適な学校環境の整備を推進します。

2. 学校施設的环境改善

全小中学校の普通教室と音楽室にエアコンを設置し、教育環境の改善を推進します。

また、中学校には肢体不自由な生徒が学校内を不自由なく移動できるよう、エレベーターを設置し、バリアフリー化を推進します。



教室に設置したエアコン



大規模改造を実施した学校

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 学校施設の計画的な改修	★長寿命化対策の実施	→	→	市
	適切な維持管理の推進	→	→	市
2. 学校施設の環境改善	★小中学校のエアコン設置の推進	→		市
	中学校のエレベーター設置の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 広報紙やホームページを通じて、学校施設の整備等に係る取り組み状況や成果についての情報を積極的に発信します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
小中学校エアコン設置校数	校	15 (H27)	28	—	全校設置

2-1-3 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

現状・課題

■ 小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から道徳の教科化が開始されます。道徳の授業では、友達や他者を尊重し、思いやる気持ちを育てる取り組みの実施などが想定され、これまでにはない学習内容に取り組むこととなります。

そのため、心に響く教材の開発や既存資料などの有効活用を図り、道徳教育の充実を図ることが必要となります。

■ 近年、いじめにつながる事案をはじめ、不登校の児童生徒の増加など、生徒指導上の諸問題が複雑化・多様化・深刻化してきており、未然防止とともに、早期発見・早期対応のほか、保護者や教員も含めた支援が求められています。

■ 本市では、豊かな自然を生かした体験活動や地域人材の活用など、保護者や地域と学校が一体となって、「地域に開かれた学校づくり」を進めています。

今後は、子どもにとって望ましい教育環境を整えていくため、「地域とともにある学校」の推進を目指し、地域と学校のさらなる連携・協働を進める必要があります。

■ 子どもたちが安心して成長できる環境を確保するため、PTAや地域の見守り隊と協力した交通安全対策や子どもを狙った犯罪被害の未然防止などに取り組んでいますが、今後も地域と連携した活動の継続が必要です。

また、地元産食材を用い、食の安全性や大切さを学び、好ましい食習慣と感謝の心を育てる食育の推進が求められています。

基本的方向

1. 道徳教育の充実

市独自の教材や地域のゲストティーチャーの活用に加え、様々な体験活動を通して、自己と向き合い、他者への共感や社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を育めるよう、道徳教育の充実に努めます。

2. いじめ・不登校対策の推進

「白山市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止などの対策を総合的かつ効果的に取り組みます。

また、不登校や不登校の傾向にある児童生徒に対し、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置やいじめ対応アドバイザーなどによる相談支援の強化、教育支援センターの充実などを推進します。

3. 地域と学校の連携強化

感性を豊かにするための様々な学習活動を通して、地域の専門家やボランティアなどの人材の活用、地域の活動や行事への参加など、地域と学校の連携強化を図ります。

また、地域とともにある学校づくりに向け、各学校の運営状況や課題を保護者や地域の方と共有するとともに、学校評議員制度等を活用し、外部評価の実施に努めます。

4. 安全で安心な環境の確保

学校給食については、地元産食材を積極的に使用するとともに、食に対する関心を育てるための食育指導に努めます。

また、PTAや地域との連携を一層強化し、登下校時の安全対策などを推進します。

2-1-3 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 道徳教育の充実	市独自教材の活用	→	→	市
	地域のゲストティーチャーの活用	→	→	市、市民
2. いじめ・不登校対策の推進	★スクールソーシャルワーカー等の配置	→	→	市
	いじめ対応アドバイザーの活用	→	→	市
	教育支援センターの充実	→	→	市
	教育相談事業の強化	→	→	市
3. 地域と学校の連携強化	教職員研修事業の充実	→	→	市
	感性のびのび体験の推進	→	→	市
	小学校スキー遠足の推進	→	→	市
	部活動での地域指導者の活用	→	→	市
4. 安全で安心な環境の確保	学校評議員制度の活用	→	→	市、市民、小中学校
	地域の食材を生かした学校給食の推進	→	→	市
	学校安全計画の充実	→	→	市
	登下校時の安全指導の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 保護者や地域の方々をゲストティーチャーとして学校に招き、地域の文化や郷土を愛する心を育むとともに、学校評議員制度の充実により、学校の管理運営に地域社会の意見を取り入れ、開かれた魅力ある学校づくりを推進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「学校にいくのが楽しい」と回答した児童・生徒の割合	%	小 82.8 中 83.8 (H28)	小 88.0 中 88.0	小 90.0 中 90.0	全国学力・学習状況調査 「楽しい・どちらかといえば 楽しい」の合計
「自分にはよいところがある」と回答した児童・生徒の割合	%	小 72.6 中 72.0 (H28)	小 80.0 中 74.0	小 82.0 中 76.0	全国学力・学習状況調査 「ある・どちらかといえ ばある」の合計
「今、住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.3 中 61.8 (H28)	小 90.0 中 64.0	小 92.0 中 66.0	全国学力・学習状況調査 「参加している・どちらか といえはしている」の合計

2-2-1 生涯学習を推進する環境の整備

現状・課題

■ 本市は、市域が広く、様々な生活環境や地域に根ざした歴史や文化があり、そこに暮らす子どもから高齢者まで各世代に応じた生涯学習の推進を実践してきました。

今後も、市民の学習ニーズや学習課題を的確に捉えた満足度の高い学習機会を提供する必要があります。

■ 生涯学習へのニーズは、これまでの衣食住の充実から一歩進み、心の豊かさを求める方向に多様化・高度化が進んでいます。

こうした変化に応じた柔軟性や市民ニーズに的確に対応できるよう、生涯学習の拠点の整備や各事業のテーマに関連する各種団体との調整等が求められています。

また、市民の誰もが身近な場所で気軽に参加でき、学んだ成果が地域の活性化に寄与されるよう、地域に根ざした学習活動の展開が必要となっています。

このほか、青年・壮年・女性団体などの各種社会教育団体による自主的な活動に対する支援を行い、連携体制の構築が求められています。

■ 市立図書館では、図書館情報システムの統合により、図書館運営の効率化を図るとともに、市内外の公共図書館との連携を密にし、情報化社会や市民ニーズに対応した図書サービスの拡充に努めてきました。

近年、インターネットなどの様々な情報メディアの普及に伴い、意思決定に必要な「知」と「情報」が不可欠となってきており、図書館は「地域の情報の拠点」として、今後さらに質の高いサービスの提供が求められています。

基本的方向

1. 学習機会の充実

様々な世代や性別の学習ニーズに応えられるよう、ニーズの把握に努め、社会環境に即した学習機会の充実を図ります。

また、公民館や文化会館、学習センターを積極的に活用した幅広い分野の事業を継続して展開します。

さらに、地域活性化に向けた取り組みや新たな分野の学習探検を推進します。

2. 生涯学習ネットワークの構築

公民館を生涯学習ネットワークの根幹に位置づけ、地域・地区と市民との連携を強化し、年齢層に応じた社会参加や各世代間の交流活動を促進します。

また、各種社会教育団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体との連携による生涯学習ネットワークの構築を図ります。

3. 図書館サービスの充実

図書館サービスを充実させるため、情報収集力の向上と配送システムの円滑な運用を推進します。

また、遠隔地への図書サービスの向上を目的として、移動図書館の運行サービスの充実を図ります。

さらに、子どもの読書活動推進を図るため、学校図書館との連携強化や子どもが読書に親しむ環境づくりに取り組みます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 学習機会の充実	★ 市民ニーズに即した学習機会の提供	→	→	市、市民
	地域活性化に向けた事業への取り組み		→	市、市民
	将来を見据えた新たな分野の学習探検の推進	→	→	市
2. 生涯学習ネットワークの構築	★ 公民館施設の整備	→	→	市
	公民館機能の充実と活動の促進	→	→	市、市民
	各種社会教育団体の支援及び連携体制の構築	→	→	市、市民
3. 図書館サービスの充実	図書館サービスの充実	→	→	市
	子どもが読書に親しむ環境づくり	→	→	市、市民
	学校図書館との連携強化	→	→	市
	移動図書館運行サービスの充実	→	→	市

市民協働に向けて

- より多様で高度化する市民ニーズに即した学習機会の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成や各種社会教育団体の自主・自立の支援、連携体制を構築します。
- 市民ニーズに応じた図書館施設の管理・運営の構築を目指すとともに、子どもの読書活動推進のため、学校図書館との連携強化を図ります。

目標指標

指 標	単 位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
文化会館等4施設*の利用人数	人/年	306,574 (H27)	330,000	340,000	大ホールと会議室の利用人数
公民館利用人数	人/年	385,340 (H27)	400,000	410,000	
市立図書館の登録者数	人	53,769 (H27)	63,000	68,000	
市立図書館の総貸出点数	冊/年	777,683 (H27)	795,000	805,000	

*文化会館等4施設：松任文化会館、松任学習センター、美川文化会館、鶴来総合文化会館

2-2-2 スポーツ活動を推進する環境の整備

現状・課題

- スポーツ・レクリエーションは、心身の健康・体力の維持・向上だけでなく、交流とふれあいを生み出すなど、多様で重要な役割を担っています。

本市では、これまでに市民体育大会やスポーツ・レクリエーション祭などを通じ、市民のスポーツに参加する機会を提供するとともに、健康で明るく活力ある市民生活を送ることを目指して、各種取り組みを展開してきました。

今後も、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりの充実を図る必要があります。

- 本市のスポーツ環境で育った競技選手が、その技能をレベルアップさせて、上位の大会で活躍する姿は、市民に夢や感動を与えるだけでなく、青少年のスポーツに対する意識を高めます。

このため、より高い技術や記録に挑戦し、競技力の向上を目指すスポーツ環境づくりに取り組む必要があります。

- 生活スタイルの変化等により余暇活動が拡大し、スポーツ・レクリエーションへの関心は年々高まっており、いつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめる環境の整備が課題となっています。

そのため、スポーツ施設の整備・拡充や情報の提供など、スポーツ活動を支える計画的な取り組みが必要となっています。

基本的方向

1. 生涯スポーツの充実

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、年齢、体力、競技力などに応じて活動できる環境づくりに努めます。

また、各種スポーツ行事の企画や機会を提供し、市民が気軽に参加できるように、スポーツ団体の育成と指導者を養成します。

さらに、年齢や体力に応じたトレーニングの実施やスポーツ教室を開催するとともに、障害のある人たちのスポーツ活動の支援に取り組みます。

2. 競技スポーツの振興

競技人口の増加と競技力の向上のため、選手の発掘とジュニアの育成・強化を図るほか、各種スポーツ大会への支援を推進します。

また、オリンピック出場選手の育成を目指し、スポーツ競技団体と連携しながら指導者を養成するとともに、競技団体組織の強化や活動拠点の確保、優秀選手及び指導者の顕彰等に取り組みます。

3. スポーツ施設の整備・充実

市民や競技者が快適に施設を利用できるように、施設の整備・充実を図るとともに、利用申込方法の見直しや利用案内等の情報発信による効率的な運営に努めます。

また、公共スポーツ施設の利用を促進するとともに、安全対策の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 生涯スポーツの充実	★ 地域スポーツの充実	→	→	市、市民、体育協会
	スポーツ交流の推進	→	→	市、体育協会
	スポーツ団体の育成	→	→	市、市民、体育協会
	★ 健康・体力づくりの推進	→	→	市、地域振興公社
2. 競技スポーツの振興	各種スポーツ大会への支援	→	→	市、体育協会
	★ 選手の育成・強化	→	→	市、競技団体
	指導者の養成と資質の向上	→	→	市、体育協会
	支援体制の充実	→	→	市、体育協会
3. スポーツ施設の整備・充実	★ スポーツ施設の整備・充実	→	→	市、指定管理者
	野球場の整備・活用	→	→	市
	スポーツ施設の効率的利用の促進	→	→	市、指定管理者
	スポーツ施設の安全対策	→	→	市、体育協会、指定管理者

市民協働に向けて

- 市民のニーズに適合した各種スポーツ事業の企画及び支援体制の充実を図り、市民とともに元気で健康な心身を育むスポーツ推進に取り組みます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
スポーツ・レクリエーション祭の参加人数	人/年	965 (H27)	1,200	1,300	
体育施設利用人数	千人/年	1,146 (H27)	1,150	1,155	



ニュースポーツの普及



ふるさと白山体操

2-2-3 青少年教育のための環境づくり

現状・課題

- 子どもを取り巻く環境の変化や社会の多様化に伴い、非行の低年齢化やいじめ、不登校、引きこもり等の問題行動が深刻化しています。
また、情報機器の発達による新たなトラブルも見受けられ、これまでには見られなかった子どもの育て方に関する悩みも広がっています。
子どもたちが心豊かにたくましく成長するためには、家庭・地域・学校がより綿密に連携し、協力して子どもの権利を尊重し、積極的に支援することが大切です。
- 近年、児童虐待が社会問題として大きく取り上げられています。こうした背景には、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化によって、保護者が経済的・心理的に不安定な状況に陥ったり、地域との関わりを求めず養育を抱え込んだりしていることなどが挙げられます。
虐待は事前に防止することが重要であり、学校や関係機関等と連携し、速やかに通告や情報提供が取れる体制をこれまで以上に整備していく必要があります。
さらに、保護者が養育を自身で抱え込まず、相談機関や地域等に困りごとを相談できる環境をつくることも大切です。
- 少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。
全ての市民が、青少年教育について関心をもち、それぞれの立場で関わりを再確認し、より良い環境づくりに努めることが大切です。

基本的方向

1. 子どもの権利の保障

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を推進します。

そのため、子どもの権利についての普及啓発に努めるとともに、「白山市子どもの権利に関する行動計画」に基づく施策を推進します。

また、子どもが自分らしく生きていくことを支援するため、子ども議会等の開催や子どもに関する相談窓口の充実を図ります。

2. 児童虐待防止対策の強化

子どもに関わる市の相談機関と保育所・こども園・幼稚園・児童館（センター）・放課後児童クラブ、小学校・中学校等の関係機関が連携して、虐待防止についての理解を深めるとともに、子育て講座の開催や子どもに関する相談窓口の啓発に取り組みます。

特に、11月の児童虐待防止推進月間では、市民一人ひとりが虐待防止に対して意識を高く持つよう、集中的に広報・啓発を実施します。

3. 青少年教育の推進

子どもを持つ親を対象に、家庭教育に関する教室・講座や講演会を開催するなど、学習の機会を提供していきます。

また、心豊かな子どもの育成を目指し、子ども会やジュニアリーダークラブなどの青少年団体活動へ支援を行うほか、豊かな自然を生かした体験活動の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 子どもの権利の保障	★「子どもの権利」の啓発	→	→	市、市民
	行動計画事業の策定・推進	→	→	市
	子ども議会等の開催	→	→	市
	子ども相談窓口の設置	→	→	市
2. 児童虐待防止対策の強化	相談業務の啓発	→	→	市
	★関係機関との連携	→	→	市、保育・教育施設
	★子育て講座の開催	→	→	市、市民
	虐待防止月間の取り組み	→	→	市
3. 青少年教育の推進	家庭教育の充実支援	→	→	市、市民
	青少年団体活動の支援	→	→	市、市民
	野外体験活動の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 各種講座や啓発活動を通して、子どもの理解・児童虐待について学び、子どもに関わる市民の意識向上を図り、虐待防止に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「社会に役立つことをしたい」と回答した児童・生徒の割合	%	小5 87.1 中2 87.2 (H27)	小5 90.0 中2 90.0	小5 93.0 中2 93.0	小5・中2対象「子どもの権利に関する市民意識調査」 （「そう思う・まあそう思う」 の合計）
巡回訪問実施施設の数	箇所/年	84 (H27)	115	120	
子育て講座等の実施数	回/年	14 (H27)	25	35	

